

2010年10月22日

高知県教育委員会

人権教育課・課長 中澤 牧生 様

人権と民主主義、教育と自治を守る

高知県共闘会議

議長 窪田 充



人権教育に関する話し合いの申し入れ

日頃の人権教育推進に関してのご尽力に敬意を表します。

昨年来の中澤教育長との話し合いの設定では、大変なご尽力をいただき感謝しております。さて、先日の教育長との話し合いの中で十分に意見交換が出来なかったことについて、また、教育長の答弁を受けての新たな疑問点などについて、貴職と話し合いを持ちたいと思い、下記の事項を申し入れます。

お忙しい中とは存じますが、話し合いの時間は2時間で設定していただければと思います。よろしくお願いします。

記

1. 「同和地区児童・生徒」というとらえ方について

(1) 地域や人を区別する同和行政の特別措置法が失効し、一般行政に一本化されている現在、「同和地区児童・生徒」は、何を根拠に区別されているのか説明して下さい。

(2) 現在の状況は、同和地区の関係者は法的・制度的に行政上存在しなくなったが、なお同和問題の課題がいくつか残っているということではないかと考えます。同和問題が残っているから、同和地区や関係者も存在するというのは、事実にも目を向けず本末転倒の観念的な発想だと考えます。我々は、行政上、地域や人への区別はなくなったが問題が残っていると考えていますが、このとらえ方のどこが問題なのか説明して下さい。

(3) 教育長は「個人を特定したとらえ方はしない」「現場の先生が（この生徒が関係者だと）人に話すのは良くない」「実態調査はやらない」と言いながら、今後も「教育行政としては使っていく」と答えています。教育行政として使わなければならない理由を聞かせて下さい。また、使うのはどのような場合なのか、例を挙げて下さい。

(4) 法的・制度的に「同和」を冠したとらえ方から解放されている児童・生徒に対して、行政が勝手に「同和」をつけて捉えることは人権侵害だと考えますが、行政の考えをお聞かせ下さい。

2. 児童・生徒の言動を「差別事象」として取り扱うことについて

(1) 教育長は「教育課題として取り扱うのは当然のこと」「子どもに誤解のないように教えるのは難しい」と答えています。これは私たちの見解と一致するものです。松原高知市教育長は09年6月の議会答弁で、児童生徒が賤称語を使う理由を「相手を攻撃したりやっつける場合や、教師の指導に反発する場合」と説明しています。このことから分か

るように、賤称語が使われていても、「差別事象」ではありません。不適切な発言として指導する教育課題です。その言葉を使った子どもも「差別者」ではありません。なぜ当たり前の教育的対応ではいけないのか、説明して下さい。

(2) 教育長は「教育問題として捉えることは大切、しかしそれだけでよいのか。統計を取らなくて良いのか」と疑問を提起しています。しかし、これには次のような問題があります。

①教えたら使うのは当たり前であり、その言動を統計に取る必要性、意義があるとは思えません。なぜなら、この十数年間、多少の数字の変動はあっても、ほぼ同じような集計が繰り返されているからです。統計を取ることで変わったこと、前進したことがあれば示して下さい。

②統計を取ることと、社会的事件と一緒に「差別事象」として公表することは別問題だと考えます。教育長は「成長発達過程にある者と大人を同列に扱うのは確かに問題」と答えています。社会的事件と別扱いすることは何がどのように問題なのか、説明して下さい。

3. 「差別事象」として公表することの根拠に関して

公表の根拠は『高知県人権尊重の社会づくり条例』の第2条2項「知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする」という規定をあげています。そのことに関して、次のことをおたずねします。

(1) これは社会的な出来事・県民の実態のことであり、少なくとも義務教育期の子どもを含むものではないと考えますが、見解を聞かせて下さい。

(2) 毎年集約・公表されている「差別事象一覧表」は、ほとんどが同和問題となっています。当然のことながら、県内の人権課題は同和問題だけではないはずですが、他の人権課題はないということですか。現場では、障害者差別につながるような言動がむしろ多いとの声がありますが、他の人権課題を集約していない理由は何ですか。

(3) 公表は「人権意識の高揚を図るため」に行われているはずですが、児童・生徒の発言を「差別事象」として公表することが、なぜ人権意識の高揚になるのか説明して下さい。

4. 人権教育の内容を7課題中心に取り扱うことについて

教育長も私たちに対して「ある面おっしゃる通り」と認めて、「人権課題は7課題だけではない」と発言しています。教育センターが集約している「人権教育実践概要」の7課題のマス目とそれ以外のもの、学校独自のものという区分けは何ら根拠のないものであり、次のような問題点を持っています。

①人権課題は7課題が中心であるかのような誤解と偏見を生む

②児童・生徒が直面している人権課題が軽視されるような印象を与え、人権は他人の差別の問題（中でも同和問題が大切）という人権意識の矮小化やゆがみを生じる。これでは自らが人権の主体であるという認識や幸福追求権、生存権、自由権などの権利意識は軽視されてしまう。

③人権に序列や軽重、区別をつけるかの如き誤解を与える

この「実践概要」が、言われるような実践交流や資料を目的とするものであるならば、

それぞれの学校が取り組んだ内容を書けばよいはずですが。改めて、なぜ学校の取り組みを書くという様式に出来ないのか、それではどのような不都合があるのかを説明して下さい。「書くことが負担という声もある」などという不見識な理由は成り立ちません。

5. 教育長との話し合いの場における教員の排除について

過去の経緯から言っても、開かれた県政の推進の面からも、話し合いの場への教員排除は納得できません。教員を教育行政の手足として捉える考え方は、法の上からも不当であるし、組合役員への活動に対する干渉・介入は許されません。人権共闘会議結成以来35年間、何の問題もなかった従来通りの対応を取るよう教育長へ意見反映をして下さい。

以上